

契約締結時の手続き等について（工事）

○提出書類

	書類名	提出先	部数	備考
1	契約書	財政課	2部	
2	別紙（解体工事に要する費用等）	財政課	—	契約書に綴じ込みます。 ※対象工事のみ
3	課税（免税）事業者届出書	財政課	1部	工期が課税期間を跨ぐ場合は、次期分も提出します。
4	契約保証に関する書類	財政課	1部	約款を添付してください。 ※対象工事のみ
				※電子保証とする場合 電子メールにて認証キーを送付してください。 (アドレス keiyaku@city.numata.lg.jp)
5	現場代理人等通知書	工事担当課	1部	技術者の経歴書、資格者証の写し等を添付
6	工程表	工事担当課	1部	契約後 10 日以内に提出します。
7	請求書（前払金）	工事担当課	1部	前払金保証証書を添付 ※対象工事のみ
				※電子保証とする場合は、契約保証と同様に認証キーを送付してください（アドレスは同じ）
8	コリンズ登録内容確認書	工事担当課	1部	契約後 10 日以内に提出します。（請負金額 500 万円以上の工事のみ）

※工事着工届については、令和8年度から提出不要となりました。

○契約書の記載方法

（ダウンロード）沼田市HP>事業者>入札・契約情報>様式集>契約書様式集（令和8年4月1日一部改正）

記載事項	記載方法等		
収入印紙	発注者が保管する契約書 1 通に印紙税法で定められた金額の収入印紙を貼付し、受注者のみが消印します。		
1 工事名 2 工事場所 3 工期	入札公告、設計書及び契約書類送付書に記載された内容を記入します。 (工期の始期は契約締結日とします。)		
4 工事を施工しない日・時間帯	「定めない」と記載済みです。修正の必要はありません。		
5 請負代金額	1. 請負代金額 消費税の免税事業者であっても、入札金額に110/100を乗じた金額を記載します。 2. 消費税及び地方消費税の額 課税事業者…入札金額の10%に当たる金額を記載します。 免税事業者…「(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)」を見え消し線で削除し、余白上部に「21字削除」と記入、訂正印を押します		
6 契約保証金 (設計金額200万円未満は免除)	入札公告に「免除」と記載されている場合	免除と記載します。	
	入札公告に「徴収」と記載されている場合	保証の種別	記載方法
		現金保証 ※現金納付の場合は、事前に連絡をお願いします。 有価証券 金融機関の保証 保証事業会社の保証	保証金額を 金〇〇〇, 〇〇〇円と記載します。
		履行保証証券（履行ボンド）	免除（履行ボンド）と記載します。
	履行保証保険	免除（履行保証保険）と記載します。	
7 解体工事に要する費用等	建設リサイクル法対象工事	別紙のとおり と記載し、別紙「解体工事に要する費用等」を契約約款の末尾に綴じ込みます。 (記載内容については、契約書提出前に必ず監督員と協議し、了承を得てください。)	
	建設リサイクル法対象でない工事	対象外工事 と記載します。	
本書〇通	受注者が単体である場合は「2」を記載します。（記載済み）		

契約締結日	落札決定日から 7 日以内 の日付を記載します。
上記の工事について…「受注者」	法人に当たっては法人名(株式会社〇〇〇〇等)、個人に当たっては屋号を記入してください。
発注者	記載済み。
受注者	1. 法人である場合 入札参加資格者名簿に登録した所在地、商号、役職名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印します。 2. 個人である場合 入札参加資格者名簿に登録した所在地、屋号、氏名を記載し、押印します。
綴じ方	契約書、約款、設計図書を袋とじし、表面及び裏面の糊付け部分に割印を押印します。

○建設工事請負契約約款

契約条件		約款	備考
設計金額 200 万円未満	契約保証金無 前払金無 部分払い無	K05-1	約款中の契約保証金、前払金、部分払いの条項について削除済みです。(修正の必要はありません。) 余白上部の「第〇項第〇字削除」に訂正印を押印してください。(漏れのないよう確認してください)
設計金額 200 万円以上かつ 契約金額 4,500 万円未満	部分払い無	K05-2	約款中の部分払いの条項について削除済みです。(修正の必要はありません。) 余白上部の「第〇項第〇字削除」に訂正印を押印してください。(漏れのないよう確認してください)
	部分払い有	K05-3	第 37 条第 1 項に入札公告に記載された部分払い回数を記入してください。 余白上部の「第〇項第〇字削除」に訂正印を押印してください。(漏れのないよう確認してください)
契約金額 4,500 万円以上 (建築一式工事は 9,000 万円以上) 下請金額 5,000 万円未満 (建築一式工事は 8,000 万円未満)	部分払い無	K05-4	約款中の部分払いの条項について削除済みです。(修正の必要はありません。) 余白上部の「第〇項第〇字削除」に訂正印を押印してください。(漏れのないよう確認してください)
	部分払い有	K05-5	第 37 条第 1 項に入札公告に記載された部分払い回数を記入してください。 余白上部の「第〇項第〇字削除」に訂正印を押印してください。(漏れのないよう確認してください)
契約金額 4,500 万円以上 (建築一式工事は 9,000 万円以上) 下請金額 5,000 万円以上 (建築一式工事は 8,000 万円以上)	部分払い無	K05-6	第 10 条第 1 項に記入(下表参照) 約款中の部分払いの条項について削除済みです。 余白上部の「第〇項第〇字削除」に訂正印を押印してください。(漏れのないよう確認してください)
	部分払い有	K05-7	第 10 条第 1 項に記入(下表参照) 第 37 条第 1 項に入札公告に記載された部分払い回数を記入してください。 余白上部の「第〇項第〇字削除」に訂正印を押印してください。(漏れのないよう確認してください)

(現場代理人及び主任技術者等) 第 10 条第 1 項 の記載方法(下記のどちらかを選択します。)	
契約金額 4,500 万円以上 (建築一式工事は 9,000 万円) 下請金額 5,000 万円以上 (建築一式工事は 8,000 万円) ※監理技術者を配置する工事	<p>記載 1</p> <p>A [] 主任技術者 B [専任の] 監理技術者 C 監理技術者補佐(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。) 上部余白に 第 10 条第 1 項 6 2 字削除と記入し、訂正印を押します。</p> <hr/> <p>記載 2 (監理技術者補佐を配置する場合)</p> <p>A [] 主任技術者 B [非専任の] 監理技術者 C 監理技術者補佐(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。) 上部余白に 第 10 条第 1 項 8 字削除と記入し、訂正印を押します。</p>